

「先住民」の創出と再編

—— 19世紀末ニカラグア、先住民叛乱に関する一考察 ——

佐々木 祐

0 はじめに

1881年4月2日、ニカラグア共和国官報（Gaceta Oficial 2 de abril 1881）に、以下の論説が掲載された。

去る3月30日午前9時30分、マタガルパ市内を蹂躪せんと一群の土民^{〔1〕}が侵入を企て、政府官吏および個人に対する復讐を行おうとした。市民軍は住民の協力のもと、この侵攻を断固として撃退。

同県知事によれば、主任司祭の更迭と、市庁舎・街道建設、電信開設のための労働が、この襲撃の理由、もっと言えばその口実である。だが実際は、悪意に満ちた人物が土民種族を焚付け、彼らをして幾人かの尊敬すべきマタガルパ市民を襲撃させたのだという。

政府関係者によれば、この事件に対し、マタガルパへ強力な援軍を派遣し、次なる危険に備えて住民を援護する任につかせるとともに、土民のだまされ易さと無知につけ込み、彼らをかような混乱へと駆り立てた主要容疑者を懲罰するために必要な調査を継続する事がすでに決定している。

これが後に「インディオ戦争」あるいは「忘れられた戦争」（Miranda-Casij 1972）とよばれることになる先住民叛乱に関する公式発表の第一報である。

ニカラグア共和国は、アメリカ大陸を南北につなぐ中米地峡の中程に位置し、大西洋・太平洋を連絡する重要な経路として、とりわけ19世紀以降欧米各国の利害関心の下におか

^{〔1〕} 原語はindígenaであり、通常「先住民」と訳されるが、当時は明らかに差別的意味合いを込めて使用されていたことを考慮して、ここではさしあたり「土民」と訳出する。

れてきた。政治的独立⁽²⁾を果たしたニカラグアは、相次ぐ国内諸党派間の内戦と諸外国の介入という非常事態を与件として、国家編成を行ってゆくことになる。そして、冷涼な気候風土と労働力としての多くの先住民人口を有するニカラグア中部高地山岳地帯マタガルパ地域は、「発展と文明化－市民化 desarrollo y civilización」のための「資源」として利用されてゆくのである。

1881年の先住民叛乱は、こうした「近代化」の過程で生起した。後に述べるように、この叛乱はそれ以降の先住民集団再編のための決定的な転換点となった。この出来事を扱うことにより、社会集団編成のための規定と社会集団としての自己編成との間に生じる齟齬と相互作用について考察を進めてゆく。具体的な分析の主対象となるのは、紛争の当事者によって記されたテキスト群や当時の博物誌・民族誌の文書である。もちろん、中央アメリカ、とりわけニカラグアにおいては歴史資料の散逸・破壊が甚だしいため、文章資料をもとにして生きられた過去を再構成するという手法は、断片的かつ不十分であるとの誹りを免れえないだろう。しかしながら、大きな構造的説明には包含され尽くされることのない、人々の、いわば「断片的」な経験のあり方の一局面を示すことは十分に可能であり、そのことを通じて、スコッチポルの提案する意味での比較歴史社会学（スコッチポル 2001：175）をより豊富化することができると筆者は考える。

以降で具体的に、テキストの中にはらまれる亀裂や揺らぎを手がかりにして読解を進めることにより⁽³⁾、先住民という社会的存在をめぐる力のせめぎあいを明らかにしていきたい。こうした視点から、植民地主義の強い規定力のもとにおかれた社会集団をめぐる歴史社会学的理解に寄与することが、本稿の目的である。

第一章では本論における問題設定と立脚点について述べる。第二章では、叛乱に際して交渉のために作成された先住民指導者の書簡二通の分析を行い、そこに表現されている社会意識を明らかにする。第三章では、叛乱鎮圧の責任者となった陸軍大佐の報告書と叛乱前後の法律の変遷を概観し、鎮圧する立場からの先住民「理解」について論じる。第四章では、以上のまとめとして、先住民というカテゴリーの諸位相と、国家編成における他者としての「敵」表象の問題について考察する。

⁽²⁾ 1821年に中米連邦の一員としてスペインから独立。その後連邦の崩壊をへて1838年にニカラグア共和国として独立。

⁽³⁾ ギンズブルグの「徴候的読解」を参照のこと（ギンズブルグ 1988：177）。

1 問題の所在と背景

1-1 受容と抵抗

考察を進める前に、押さえておきたいのは次の点である。つまり、叛乱という行為をロマン化された「弱者の抵抗」として称揚すること、あるいは、結局は失敗に終わった抵抗を、受容と服従への単なる前奏曲として事後的に処理してしまうこと、この二つの視点に立つことをまずは避けなくてはならないということである。

抵抗を考察しようとする際に、こういった分析視座からは欠落してしまうものがあること、そしてそこで排除されたものに、より積極的な意義をみいださねばならないことは、既に多くの論者が指摘してきた。例えば松田は、J.C.スコットの「弱者の武器」の議論（Scott 1985）を、抵抗する人々という対象を存在のレベルにおいてしかとらえられない上からの視点であるとして批判する（松田 1997）。そして、「むしろ日々の生活における隙間や割れ目の中にこそ、弱者の抵抗の神髄をみいだすことができる。それは強者に支配されるコンテクストにおける微細な可能性のことなのである」（松田 1996：84）と述べ、圧倒的に不平等な力関係の下で押しつけられる諸規範を受容・流用しながら、そこから逸脱してゆく可能性・創造性としての「ソフト・レジスタンス」に注目することを提起する（松田 1997：123）。

既に述べた二つの視点は一見相反するかのように見えるが、例えばスコットの「モーラル・エコノミー」論（スコット 1999）では、それが静的な分析枠組みのもと、矛盾することなく同居している。抵抗という出来事を分析対象として切り離してしまうことにより、そこで発現され形成される人々の多様な行為とあり方は、単なる挿話として処理されてしまう。こうして彼の議論において、抵抗そのものは敗北した／敗北せざるをえないロマン的行為として、それ以上考察されぬまま静的な日常の構造へと送り返されてしまうのである。抵抗を対象とする際のこの陥穽から逃れるための一つの手段が、「ソフト・レジスタンス」という視点にあるといえる。

しかしまた一方で、叛乱や暴動といった「ハードな」抵抗を、無条件に分析対象から外してしまうことも避けねばならない誤りだろう。構造的弱者のあらゆる行為に抵抗の可能性を読み込んでしまうことは、分析者の陥りがちな希望／欲望であり、それは出来事の持つその都度その都度の意味と、外部との交渉のあり方との検証によって常に修正されなければならない。同様に、「ハード」／「ソフト」の区別を外部の分析枠組みによって裁断してしまうこともまた、分析者の欲望の投影でしかない。

これらの問題をふまえた上で、筆者が依拠しようとするのは、英国の社会史家E.P.トムソンの議論である。近世イギリスにおける農民・労働者の行為に注目することで、彼は社会存在と社会意識を媒介し分節化する、文化と習慣の果たす役割を明らかにしようとした。

変わらぬ状態の保持を示唆する「伝統」という語とは全く異なり、習慣 *custom* とは変化と抗議の場、対抗しあう諸利害がぶつかり合いながら要求を行う舞台なのである。(中略)そして、ひとつの文化は同時に、様々な資源／方策の源泉であり、そこでは文字に書かれたものと口承的なもの、支配を越えてゆくものと従属的なもの、村落と都市とが交通しあっている。それはコンフリクトに満ちた諸契機の舞台であり、たとえば、ナショナリズムなり、正統的な宗教慣行なり、あるいは階級意識なりといった対抗的圧力を「システム」として形成することを要請する。(Thompson [1991]1993:6)

受容か抵抗かという二項対立は、そこからあまりに多くのものを欠落させてしまう不完全な分析軸である。同時に、その二項を安易に統合、あるいは捨て去ってしまうこともまた、生産的な理論的態度とはいえない。叛乱という一見「ハードな」抵抗形態を、外部の脅威に対する単なる即自的対応として処理してしまうのではなく、人々がその脅威を日々どのように感じ、意味づけてきたのか、という事を考察するための手がかりとしてゆくべきであろう。そして、その過程で彼／彼女たちが、文化と慣習という舞台においていかにして行動し、新たに先住民という社会集団・システムを形成するに至ったのかを明らかにしてゆくことが出来るだろう。

「下からの歴史」の主人公である人々の日常の声は、通常記録されていない。しかし、叛乱あるいは暴動という非日常的な場において、その日常の声が表現され、互いに交わされ、そして新たな日常が指し示される。その声は、断片的であり、記述者の主観によってねじ曲げられてしまっているが、それにもかかわらず我々の前に記録として残されている。逆説的ではあるが、非日常的な反乱者の声において、人々の日々の意識と心性の片鱗をかいまみることが出来るのである。この意味において、本稿で扱う叛乱は、日常的な生活における社会関係の延長線上にあるものとして設定されることになる。

1-2 「先住民」というカテゴリー

ここではまず、19世紀末ニカラグアとマタガルパ地方先住民をめぐる状況をみておきた

い。

18世紀から19世紀にかけてのヨーロッパにおける社会階層あるいは階級の形成については、先ほど引用したトムスンをはじめとしてエリック・ホブズボウムやルイ・シュバリエ、あるいは良知力や喜安朗など、社会史的領域での研究がなされている。そこでは、現代社会の構成につながる新たな社会編成の中で、人々がそれをいかに知覚し、自らの文化の語彙にもとづいて位置づけなおしていったかが分析されている。そして、その過程で集団の形成と集団行動が進展していったことが、個別の歴史的・社会的文脈の下で論じられている。

もちろん、これから考察を行おうとする対象をめぐる状況は、上の諸研究の対象となったヨーロッパ諸地域とは全く異なり、単なる時代的な共通性をもって比較することには意味はない。しかし、植民地からの独立後、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、中央アメリカ諸地域は欧米への農産物輸出国として、急速に国家整備を進めてゆくことになった。つまり、新たな世界構造の編成が、ニカラグアという地域を強力に規定しはじめていった時期が、この19世紀末だったわけである。それが農業開発のためのインフラ整備と貨幣経済の進展として現れるこの時期、そのただ中におかれた人々がとった集団行動の一つが、1881年の叛乱であった。マタガルパ地域先住民諸集団は、植民地支配期以来、軍事動員・強制労働、そして徴税・罰金という形で、緩やかな形態ではあれ統治システムと貨幣経済システムに隣接して生活していた。しかし、19世紀末以降の政治的経済的介入は、先住民社会にとって何かしら今までとは違うもの、耐えがたいものとして経験されていったのである。

こういった意味で、いわば「世界システム」の両端の地域に生きた人々が、それぞれ独立して、しかしながら共通する時代的背景のもとで、新たな現実との渉り合いによって自らの位置を再解釈していった、という大きな枠組みでの通底性を確認しておきたい。そして、そこで経験された変化をたどりなおすことは、国民－国家という枠組み、あるいはウォーラステイン的な「世界システム」論の設定においては困難な作業である。

さらに、マタガルパ地域の先住民の経験を扱うことには、以上の共通性には解消しえない、次の独自の意義がある。この時期進展した開発と介入は、統治の周縁・外部に住む人々を、労働への規律と貨幣経済への編入により、統治される主体として設定しなおすことを目指すものであった。そのためになされたのが、様々な生活形態・文化を持つ人々に対して、「先住民」という単一の呼称によってラベリングを行うことだったのである。その目的は、統治者にとっての「われわれ以外」を、制御可能な「市民」として回収することにある。

しかし、統治のために与えられたこの均一のカテゴリーが、逆に、人々の叛乱という集団的な行動を組織し維持するための軸として機能してゆくことになるのである。叛乱と鎮圧の過程で、先住民社会は変化し、統治の下部組織として再編成されることになる。しかし、彼／彼女たちはその後も「先住民」というカテゴリーを自称としながら、均質な市民あるいは国民に回収されることなく、自らを社会集団として組織しつづけてゆくのである⁽⁴⁾。

つまり、統治のカテゴリーは、意図せざる結果として叛乱する社会集団編成を可能とするカテゴリーとなり、そして社会を単一の政治システムに統合すると同時に、常にそこからは逸脱する社会集団を維持するための特殊なカテゴリーとなっていくわけである。本論においては、ターナーの自己カテゴリー化理論（ターナー 1995）を参考にしつつ、この急速な転化の過程に注目する。その際に立脚するのは、先に述べたように、何が起こったか、ということそれ自体ではなく、人々によって何が違うと感じられたのかを明らかにする視点である。

1-3 背 景

以上の設定にもとづき、次章以降では具体的な読解と分析を進めるが、その前に簡単な経緯の説明をしておきたい⁽⁵⁾。

1881年3月30日、弓矢⁽⁶⁾と小銃で武装した先住民約1000名がマタガルパ市に侵入し、行政施設と電信設備への攻撃を行った。市に駐留していた防衛部隊との交戦の後、先住民側は優勢のまま撤退を行う。当時のマタガルパ市の人口が2000人強であることを考えれば、圧倒的な力関係の差の下に初戦は戦われたことが分かる。3日後、首都マナグアで発行された官報に掲載されたのが、本論の冒頭に引用した論説文である⁽⁷⁾。

その後、マタガルパの教会所属のイエズス会士が先住民勢力と当局との間の仲介役を申し出た⁽⁸⁾。この申し出に対し4月6日、和平交渉を行う意志があること等を記した先住民側からの返信が行われた。第二章ではこの書簡を取り上げる。同8日、神父団と先住民側

⁽⁴⁾ 現在もマタガルパ市には「先住民共同体」が存在し、主に共有地の管理・分配や共同体成員相互の互助組織としての役割を果たしている。Romero V. 1992, Membreño Idiáquez 1998を参照のこと。

⁽⁵⁾ 以降の記述はおもに当時の官報（Gaceta Oficial）の記述による。

⁽⁶⁾ *tafiste*とよばれるこの独自の弓矢は、内戦に動員された先住民が多く使用したことが記録されている。

⁽⁷⁾ 当時の交通・連絡事情を考えると、これは異例の早さであるといえる（Ayón [1882]1956: 493）。このとき先住民によって市周囲の電信線は切断されていた。

⁽⁸⁾ イエズス会士アレハンドロ・カセレスが先住民に向けて記した書簡はCrispolti（1882: 68-9）に収録。このテキストの分析は別稿に譲る。

との会談が行われ、それを受け、同日付けで先住民の間での話し合いの結果を記した書簡が記された。この書簡についても、第二章で続いて扱う。ここで彼／彼女らは、自らの行動は地方行政当局に対する「政府支持者」としての代理執行行為であったと述べられている。この二つのテキストを手がかりとして、集団行動参加者が共有していた社会意識を浮き彫りにすることを試みたい。この考察を中心軸として本稿は展開することとなる。

蜂起からおおよそ1月の間、合意に従わない先住民諸集団の掃討戦が行われた後、恩赦と引き替えに停戦交渉が成立した。この鎮圧作戦の陣頭指揮を執ったのが、戦争省大臣・陸軍大佐ホアキン・エリソンドである。しかし、蜂起によって告発された労働賦役は、一時的な停止の後、以前同様再開される。さらに、双方の仲介役を果たしていたイエズス会神父団は、先住民叛乱を煽動した廉で国外追放の処分を受けることになった⁽⁹⁾。これが、3月30日の蜂起への、政府の回答であった。そして5月21日、マナグアに帰還したエリソンド大佐は、鎮圧作戦の経緯と今後の方策についての報告書を作成した。興味深い点は、軍人にして行政官である彼の記述があたかも民族誌のように読めることである。先住民鎮圧の行政記録であるこの記述は、皮肉なことに、当時のマタガルパ先住民社会の様相を知るためのほとんど唯一の手がかりとなっている。

そして最初の蜂起から4ヶ月たった8月7日、二度目の蜂起が行われた。蜂起に参加した先住民は、記述によって大きなぶれはあるが、およそ5000から6000人とみられる。装備や作戦の面でも前回は遙かに上回る規模での叛乱行動であった⁽¹⁰⁾。この蜂起で注目すべきは次の二点である。まず、4月の書簡で「政府支持者」を自認した先住民は、今回は明らかに政府に対する抗議としてこの行動を行った点。つまり、3日間にわたる市街戦の中で、先住民たちは「くたばれ、政府！」の合い言葉を叫びながら攻撃を続けたのである。

先住民の自己規定にみられるこの急速な変化は、社会的アイデンティティの急激な変化を確かに徴づけている。また政府は4月の鎮圧作戦とは対照的に、8月の叛乱に対しては戒厳令の公布による徹底的な軍事的制圧と、先住民共同体間の分裂・懐柔という二正面作戦をもって応え、迅速に鎮圧を完遂した。この行動の背景には、先の先住民アイデンティティの変化に照応する、政府当局の先住民「理解」の蓄積があったことが推測される。第三章でみるように、明確な規定を持たなかった先住民集団はこの後、施政の下部組織としての「先住民共同体」に組織しなおされることとなる。叛乱－鎮圧という暴力の交錯は、新たなカテゴリーとしての「先住民」を産出していった。現在まで先住民社会を規定しつ

⁽⁹⁾ Arellano (s.f.) および Cerutti (1984) を参照のこと。

⁽¹⁰⁾ ミランダ＝カシイの記述によると3000人 (Miranda-Casij 1972: 80)、官報によると5000人から7000人の間とされている (Gadeta Oficial 20 de agosto 1881)。

づける、決定的な規定力の転換がここにみられるわけである。

本稿では主に3月30日の蜂起をめぐる変化の局面に注目して論を進めてゆく。鎮圧作業が事務的とさえいえる形式で進行した8月叛乱に比べ、叛乱の初期においてはより多くの資料が残されていること、そして、ここではよりはっきりと社会をめぐる先住民の意識の転換をみることができるからである。

2 先住民指導者による二通の書簡

本章で扱う二通の書簡は、マタガルパ市東方約20km地点に広がるユクル地域の先住民軍事指導者「カピタン」⁽¹¹⁾たちによって記された。叛乱自体はより広範囲にわたる地域の先住民が参加したが、ユクルはその最重要拠点とみなされていた。叛乱に参加した側が作成したこの書簡は、貴重であるだけでなく、叛乱の局面を考察するうえでまぎれもなく重要なテキストである。しかし、「初めに」で述べたように、これをそのまま先住民の意識を表しているものとして読解することは避けなければならない。以降では、交渉の最初期に交わされた書簡のテキスト全文を読解し、先住民をめぐる立場のずれと、そこに表れる先住民認識の変化に注目して考察を行う。

2-1 先住民カピタンによる第一書簡

2-1-1 貨幣と労働

ユクル4月6日1881年

アレハンドロ・カセレス神父殿様

本日私たちは、貴殿のすばらしい知らせを受け取りました。私たちが行った襲撃⁽¹²⁾は、ひとびとに対して行われている、このあまりに野蛮なタホナ *tajona*にはもう耐えられない、というのがその理由なのだと申し上げます⁽¹³⁾。

⁽¹¹⁾ *capitán*は陸軍において大尉・隊長を意味するが、ここでは先住民内部における独自の呼称として使用されていることを考慮し、日本語に訳さずに使用する。

⁽¹²⁾ 表記は*la tentada*（女性名詞）であるが、標準的なスペイン語では*el atentado*（男性名詞）となる。男性名詞-女性名詞の混同と独自の省略法はこの書簡において多くみられる。これは、スペイン語という強制された「他者の言語」を使用する際の、彼らに特徴的な用法の一つであった。また、膠着的な文章構造や、非文法文も多く存在する。これは、当時の先住民のシンクレティックな発話行為を知る上でも貴重な資料源である。

⁽¹³⁾ 本書簡は、4月21日付官報（*Gaceta Oficial* 21 de abril 1881）に掲載。

4月1日のイエズス会士カセレス神父の提案をうけ、ユクル先住民の軍事的指導者であるカピタンたちは返答を作成した。「タホナtajona」は、ニカラグア地方独自の用法で「鞭打つこと」を意味する。だがこの言葉には、同時に"tajón"（畜殺場）、"tahona"（臼挽き場）、あるいは"tahúra"（ぺてん）の響きを聞き取るべきであろう。先住民に対して課せられていた開発のための労働徴用は、このような「野蛮」として受けとめられていたのである。

まず、知事閣下及びその他の役人殿：道路建設作業に行かなかったために、9レアル⁽¹⁴⁾を払わなくてはなりません。市庁舎建設作業に行かなかったため、6レアルを払わなくてはなりません。橋の建設のためのただ働き⁽¹⁵⁾、教会領でのただ働き。また、教会建設のためのただ働きもありましたが、これは別です。これに関してはなにも申しません。むらで、私たちのむらで皆が合意したのですから。

ここに我々は、貨幣と労働とをめぐり、先住民の意識の片鱗を読みとることができる。内戦の収束後、1858年の憲法で合法化された「奉仕労働制」は、現実の適用においては、金銭の支払いによる労働の免除を可能にしていた（Esgueva Gómez 2000）。これは、労働に参加しない者へ罰金を課し、金銭を払えない者を無償の労働力とする制度であった。そして、その主な対象として設定されたのが、都市周辺に生活する「先住民」と規定される人々であった。

さらに、貨幣の「価値」についてもここで触れておきたい。1871年、牛肉は1リブラ（約500g）あたり1レアルが相場であった（Cabrerá 1961: 31）。1881年の段階での正確な価格は断言できないが、貨幣はまずこうした「交換価値」を有していた。だが、カニヤードとよばれる山岳地域で焼き畑農業による生活を営んでいた彼らにとって、こうした交換価値はさしたる意味をなさない。

もちろんこれは、彼／彼女らが完全に閉じられた、自給自足経済あるいは二重経済を営んでいた、ということではない。実際先住民は、自分たちのむらに剰余生産物を買付けにくるマタガルバ市民との取引により、現金を手に入れる手段を持っていた。だが、その金額は低く押さえられており、価格設定への意志表示として先住民は自らその取引を停止

⁽¹⁴⁾ 1レアルは0.01ペソ=1セントボ。植民地期の通貨名だが現在に至るまで広く使用されている呼称である。

⁽¹⁵⁾ 表記は *devalde* となっているが、正書法上は *de balde* となる。以降、「ただ働き」「ただで」の訳語を与えた箇所は、すべてこの語に対してのものである。

し、マタガルパ市民を食料不足の混乱状態に陥らせたこともあったのである（Pim 1869：78）。

しかし、1879年の新知事グレゴリオ・クアドラの就任以降、税収の増大を目的として、指定業者以外の牧畜の屠殺解体および酒の醸造が禁止された。そして、違反者には強制労働による懲役が課せられることとなった。だが、先住民にとって、共同で飼育する牛の解体とトウモロコシを主原料とするチチャとよばれる酒の醸造は、祭祀に欠かせぬものであった。こうして、貨幣と労働は、彼／彼女らが祭祀を執り行う際にさえ支払わねばならぬものとして、姿を変えて日常的な慣行の中に介入しはじめていたのである。こうした背景において、先住民にとって貨幣とは、商品交換の手段では、ましてや蓄積の対象ではありえず、一つの罰金として機能したのであった。つまり貨幣の価値は、交換価値としてではなく、むしろ課せられていた罰金の金額を準拠枠とすることによって判断されていたといえる。

まったく、むらで過ごしてきた暮らしのなかで、私たちは役人たちの召使や奴隷になったことなど一度たりともありません。きょう、役人たちにいましょう、ただ働きには一人の人間も行かせはしないと。もし自分の意志で、稼ごうとするなら、[つまり] 金を手に入れたときは、自分でそうします。政府が、一人あたり一日9リアルを支払っていることを、私たちは良く知っているのですから。

ならばこんにち、こんなインディオたち⁽¹⁶⁾をただで働かせるのはなぜでしょうか？

皆、自分のマチェテ⁽¹⁷⁾、自分の斧、自分の掘り起こし棒そして自分の食事を持って働きに行かなくてはなりませんでしたし、息子たちと一緒に出かけ、自分の家族が飢えるにまかせておなくてはなりませんでした。

蜂起は、「ただ働き」の強制のみに向けられたのではなかった。それはさらに、支払われた罰金と政府予算を着服したとされた「役人」に向けられているのである。実際に、道路建設作業には、人足一人当たり一日30リアルが、政府によって支出されていたことが公表されている（Gaceta Oficial 7 de mayo 1881）⁽¹⁸⁾。実際、蜂起を受けての政府発表では、

⁽¹⁶⁾ 表記は *esas indiatas*。indiatas は先住民に対する明白な蔑称。

⁽¹⁷⁾ 山刀の一種。農作業用具として現在まで使われているとともに、武器としても使用された。

⁽¹⁸⁾ 先住民が主張する9リアルという金額と、この公式の給金との差は、部分的には人足狩り制度「エンガンチェ」にもとづく中間搾取による。これを公式に制度化した「農業法」は Gaceta Oficial 26 de marzo 1881 に掲載されている。

市庁舎建設作業は「まったくの市制上の問題」であり、「政府の名において行われたものではない」とされた（Gaceta Oficial 7 de mayo 1881）。

このように、労働をめぐる施政は、中央政府の指揮からは一定独立した恣意的な法律の適用によって機能したのである。

では、かりにこの「一日9リアル」が、徴用された先住民に支払われていたならば、問題は解決したのであろうか。書簡全体を通じ、労働への対価支払いを要求する記述は、一つもない。ここで述べられているのは、彼ら自身の生活維持経済、つまり農作業・生産活動に対する介入としての労働徴用である。「もし自分の意志で、稼ごうとするなら」の一文は、接続法を用いて、非常に強い仮定的意味あい表現されている。彼らにとって貨幣とは、必要に応じて「自分の意志で」手に入れるべきものでしかなかったのである。

このように、罰金としての貨幣と交換可能だったのは、実は労働という「野蛮」であった。ここにある関係は、労働力の売買にもとづく賃労働ではもちろんない。貨幣と労働のこの共犯関係こそが、まさに「タホナ」として認識されていたのである。

2-1-2 「至高なる／最高の政府」

ですから、アレハンドロ・カセレス神父様、貴殿に申し上げます。私たちは至高なる政府 *Supremo Gobierno* に対して刃向かったのではないのです。私たちは生涯にわたって政府支持者¹⁹⁾でありつづけてきましたし、今現在に至るまでそうであるからです。つまり、私たちが抱いている疑問は、私たちへの無慈悲についてなのです。この旦那連中は、私たちをインディオとみて、くびきのもとに置こうとしているのです。もうこれには耐えることができません。だから管轄のすべての人間に反対します。今、カピタンとの離反はありえません。みんなが、つまり土民種族がそれを支持しているからです。

「至高なる政府 *Supremo Gobierno*」は、「政府支持者」としての彼らの畏敬の念を示す修辭であるが、ここではまず字義通り「最高の *Supremo* 政府」、すなわち地方行政当局の上に位置する中央政府を意味していると読まなくてはならない。マタガルバ先住民は、内戦期を通じ、正統主義派の陣営のもとに動員され戦った。正統主義派、つまり1850年代末以来政権の座にあった保守党政府が、常に彼らにとっての「至高なる政府」であった。彼らが支持しつづけ、賦役においては給金を支出していた「至高なる／最高の政府」に背

¹⁹⁾ 表記は *Gobernistas*。これは *Gobernistas* を男性名詞的に変形した独自の用法。

馳する存在として、地方行政官は認識されていたのである。

しかし、このことは、政治の場における別の観点から考察されなければならない。マタガルパ全域で進められていたインフラストラクチャー整備は、まさに「至高なる政府」である保守党政府によって推進された国家的プロジェクトであった。先住民共有地を分割・売却させ、労働徴用によって道路・電信といった交通手段を建設するための法律は、保守党政権の下で公布されたのである。

カピタンの認識における「政府」と「役人」の乖離は、表向きの施政とその現実の適用の間の分離を意味している限りでは、まぎれもない事実を反映していた。だが、政府の方針に従い「役人」は職務を遂行した。つまり、歴史的経験に裏付けられたカピタンの認識図式は、すでに過去のものとなっていたのである。

知事閣下はこれらの命令を緩和するべきだと、今日私たちは言います。なぜなら、今までどんな知事も、現在私たちがむらで受けているような冷厳な扱いはされてこなかったからです。いま、私たちはなにも望んでいません。ただ閣下が私たちに理解を示し、人々の息子のように愛していただけるだけでいいのです。そうすれば私たちも閣下を父のように愛するでしょう。ごらんのように、私たちが行ったのは反逆ではないのです。

以上の事実を考慮するなら、「私たちが行ったのは反逆ではない」という表現は、単なる弁明ではないことがわかる。「役人」への襲撃は、「至高なる政府」の利益を、そして先住民自身の利益を擁護する行為として、位置づけられていたのである。彼／彼女たちは、内戦期に数度にわたってマタガルパ市への包囲・襲撃を行っている⁽²⁰⁾。そしてこういった行動は、内戦の一方の当事者である保守派によって支持され、称揚されてきたものであった。この際の記憶と経験が、1881年の蜂起において再現－再演されたとみることができる。

この意味において、3月30日の蜂起は異議申し立ての一つの手段、あるいは彼／彼女たちに文化にもとづく行為だったといえよう。この出来事を「ハードな」抵抗として分類してしまうことの危うさは、ここにある。いわば「異常時」として設定されてしまった出来事において、人々の「平時」の意識のあり方が表現されている可能性が、そこからは排除されてしまうのである。

だが一方で、そこに示されるものがそのまま社会意識を代理＝表象していると設定する

⁽²⁰⁾ そのような行動の一つとして、1855年11月、先住民はマタガルパ市を襲撃し、自由派＝ウォーカー派の知事ホセ・サリナスの就任を阻止した。

こともまた、我々を誤った結末へと導くことになるだろう。

次に、会談にやってくるように、というあなたがお送りになった申し出についてです。抱擁などしていただけないでしょう。それどころか、私たちのところに話しにやってきた〔先住民の〕人々は次のように言いました。私たちが会談地に行ったなら、捕まえられ、銃殺を命じられるかもしれない。なぜならそちらでは私たちの側の〔捕虜の〕多くが銃殺されたと言われているからです。ですが私たちはあなた方に一切危害は加えませんし、びた一文奪うことはいたしません。たとえ知事閣下が私たちを迫害せよと命じられたとしても、もう私たちは何もしないでしょう。ですが、もし知事閣下がすべての人々に対する免訴を命じられるのであれば、役人たちが哀れな人々にはたらいた無慈悲に対する襲撃も報われるというものです。

いまや多くの人々はカピタンたちの言いつけに従っているわけではありません。だからこそ、私たちとの誠意ある対話を望んでいます。私たちはむら人々全員の名において調印を行うでしょう。

だが、ここで現れる一文は、不穏な印象を与えている。人々はカピタンの「言いつけに従っているわけでは」ないのである。これは、先の「今、カピタンとの離反はありえません」「それを支持しているからです」という言明とは明らかに矛盾している。課せられた「タホナ」を甘受しない、という点について一致はみられたが、和平による停戦についてはそうではない、と読むべきであろうか。あるいは、交渉に先立っての軽い脅迫とみなすべきであろうか。この二つの解釈は、それぞれ妥当なものであろう。だがここでは、この矛盾をそのままに読むことによって、第二書簡の読解につなげたい。

2-2 先住民カピタンによる第二書簡

4月8日、カセレス神父らと先住民カピタンとの会談は、ユクルの山地にある小屋において開始された。そこでは、政府の増援部隊が到着したこと、政府は赦免を行う容易があること、そのためには武器を供出するべきであることが、カセレスによって説明された（Guerrero C. 1982 : 103）。これから分析する第二の書簡は、この会談を受け、その日のうちに作成されたものである⁽²¹⁾。

⁽²¹⁾ 本説で扱う書簡はGuerrero C. (1982 : 104) に収録。引用文中の〔 〕は引用者による補足。

ユクル1881年4月8日

尊敬するアレハンドロ・カセレス神父様

ここに集まった私たちカピタンは、すでに他のカピタン達に対し、返答すべき事柄について話し合うよう命じました。そして、彼らはその配下の人々と、返答すべき事柄について話し合いを持ちました。その結果、和平⁽²²⁾を行うことはよいことであるが、各々の武器を供出することはできない、と全ての人々は答えました。というのは、それはおのおのの金でもって購われたものだからです。ただし、それが国有の武器であればお渡ししましょう。それは至高なる政府の武器であるということがわかったからです。

交渉において返還を求められた、「国有の武器」とは、内戦への動員の際に持ち帰った、あるいは賞与された武器を指しているだろう。たとえば、1844年の内乱において、保守党の陣営に協力して戦ったマタガルパ出身の先住民部隊には、その報償として野砲一門を与えられたことが記録されている（Oretega Arancibia 1974：104）。「至高なる政府」からの恩賞であるこれらの武器を、政府のもとに返還することには同意する、と述べられているのである。もちろん、武器は、蜂起・抗争においてのみ使用されたわけではない。農耕と同時に、狩猟をも行っていた彼／彼女たちにとって、銃は生活手段の一つであった。生活の必需品として、彼らは銃を「おのおのの金」で購入していたのである⁽²³⁾。しかし、自由に処分できたその貨幣は、銃を媒介として、やはり動員という労働の形態と密接に結びついていたことを、ここで確認しなければならない。

この書簡は次章で述べる戦争省大臣エリソンドの公布した協定に対応するものである。ここでさらに注目すべき点は、この協定は法律的というよりもむしろ、法の正統な代理者、つまり「至高の政府」の存在を喚起させるものとして機能している点である。彼／彼女たちは個別具体的な法律ではなく、正統性としての法に立脚して行動していたといえる。

さて、和平を行う方法は、知事閣下が軍を撤退させることです。そうすれば私たちは各自が家に帰りその中に留まるでしょう。もし政府軍が「再び」攻撃にやってきたとしても一発たりとも反撃を行わない「事を示す」ようにです。なぜなら私たちは政府支持者ですし、今現在もそうであるからです。貴殿に申しあげます。もし知事閣下が私たちの訴追を行わないのであれば、

⁽²²⁾ 表記は las pases。正書法上は las paces である。

⁽²³⁾ 1870年代初頭にニカラグアを訪れた英国の博物学者トマス・ベルトが書き記しているように、河川を利用してマタガルパ地方にやってくるカリブ海地域住民は、銃と他の物品との物々交換を行っていた（ベルト 1993：201-9）。この手段によっても、銃は入手されていた。

私たちは和平に応じます。[しかし] 知事閣下がこれまでのいざこざに終わりを告げようとしないのであるなら、私たちもこれまで受けてきた損害を終わらせることはできません。

私たちカピタンは、いったい誰が火器を所持しているかについてはもう存じ上げません。なぜなら、[彼らは] 指導者なしに町 [マタガルパ市] へ入っていったのですから。それゆえ、指導者がそれぞれ部下全員の名簿を作る、ラディーノのひとたちの遠征軍の場合のように事は進められないのです。

ここで再び、先に指摘したある矛盾が現れる。軍事的指導者であるカピタンたちは、蜂起に参加した「配下の人々」を認識していない、というのである。いうまでもなく、ここには追及を避けるという目的が存在している。カピタンの把握のもと、その指示に従って叛乱が行われた、と認めることは、自分に対するさらなる責任追及を呼び起こすことになるからだ。さらに「部下全員の名簿」を作成することは、カピタンの庇護のもとにある人々への個別の迫害につながることであり、それは信頼関係への裏切りである。

だが、これらの明白な理由をこえて、さらに次の事柄を読みとることができるだろう。「指導者なし」というのはもちろん、みえすいた弁明に過ぎない。だが、「町へ入っていった」のは、「私たち」ではなく「彼ら」だったのである⁽²⁴⁾。指揮のもとにありながらも、完全には統御しきれない「人々」が、ここには存在する。

彼らはカピタンを「支持して」いた。だが、叛乱という局面にあつては、到来してしまう全ての出来事を、完全に統御することは誰にもできない。現に、カセレスとの交渉にもとづく合意の後、また当局による和平協定と赦免の公布の後も、依然として小規模な、だが広範囲にわたる戦闘が継続していた。軍事的指導者たちの思惑をこえ、事態は推移していったのである。もちろん、和平合意を行いつつも、一方で戦闘を継続する、という彼らの戦略も存在してはいただろう。だが、「多くの人々はカピタンたちの言いつけに従っているわけではありません」という言明は、矛盾でも、弁明でもなく、現実のある側面を反映していたといえる。

軍事によって先住民社会内部での權威を保持していたカピタンたちにとって、保守党への軍事的動員は、自らの手腕と存在意義を示す場であった。その記憶と経験に従って、彼らが自らを、政府支持者であると自認していたことは当然といえる。しかし、動員され戦った「配下の人々」にとってみれば、それは自らの耕地を荒れるに任せておくことにつな

⁽²⁴⁾ ここでは、動詞「入る」entrarの過去形が、entramos（我々が入った）ではなく、entraron（彼らが入った）という三人称複数形で使われている。

がるある種の「労働」でしかなかったのではないだろうか。

農業労働力を備給するために公布された諸法律は、それに違反するものを強制労働あるいは軍事徴用へと動員することを可能にしていた。現実にはこれらの法の適用によって「ただ働き」を課せられていた彼らにとって、疎遠な場所、それまで体験したことのない強制的な関係への連行という意味では労働と軍事はほぼ同一のものとして表象されていたはずである。軍事におけるカピタンの支配力は、「人々」に対するこの背反するベクトルの上に構成されていた。

カピタン達は先住民の軍事的代表であった。そして同時にこの意味において、彼らはカニヤダに生きる人々の利害を自らの利害として意識し代理することはできない存在だったといえる。

尊敬するアレハンドロ・カセレス様、あなたに返信をさしあげました。私たちと彼らの問題がうまく行くように、できる限りのことをしていただけたと思います。

あなたに申し上げたのはそのことです。

私たちはあなたの親愛なる下僕、仰せのままです。

署名ロレンソ・ベレス

ホセ・マヌエル＝エルナンデス殿、セクンディーノ・ポランコ殿の要請に応じて

署名イポリト・ロベス

以上我々は、先住民カピタンたちの作成した書簡のなかに、貨幣と労働をめぐる意識とその位置づけを読みとってきた。貨幣と労働は、彼／彼女たちにとって完全に疎遠なものだったわけではない。ただ、かつては距離をとって渉りあう、あるいは利用する対象であったはずのそれらは、次第に姿を変え、より強い規定力を持って自分たちを包摂してゆくものとして意識されていたのである。そしてこの、異質な、耐え難い現実に対し、かつての経験と記憶を準拠棒として導き出されたさまざまな対応の一つが、蜂起という手段だったに過ぎない。労働現場からの脱走・サボタージュ、転居による租税・罰金支払い義務からの逃亡⁽²⁵⁾といった、介入への日常的な渉りあいの延長線上に、蜂起はあったのである。ただこのことは、彼／彼女たちの間のいわば最大公約数としての認識でしかない。書簡の記名にみられるように、カピタン達は皆、指名すべき名前を持った存在であった。無名の、

⁽²⁵⁾ そもそも定期的な転地を必要とする焼き畑農業を営んでいた彼／彼女たちにとって、定住生活はそれほど一般的ではなかった。このことは第三章で触れる報告書の提案を読む上で押さえておかねばならない事実である。

そして自らを表象すべき代理を持ちえなかった先住民のさらに細かい心性は、ここには書かれてはいない。2-1-2後半で述べた、代理＝表象をめぐる陥穽がここにおいて明白になる⁽²⁶⁾。

さらに、既にみてきたように、ここで彼らは自らの呼称を確定しえないままである。多くの場合「インディオたち」「インディオ」「土民種族」といった、押しつけられた呼称によって消極的に表現しえているだけである。唯一肯定的な表現なのは、「政府支持者」という呼称であるが、これは軍事指導者であるカピタンたちの自負を込めた自称ではあっても、先住民全体の自称とはなりえないことはすでに示した。まず、この乖離を本章では確認しておきたい。

この揺らぎは、彼／彼女たちを「タホナ」へと動負することを可能にした「先住民」というカテゴリーをめぐる闘争の現れであるといえるだろう。大規模な先住民叛乱を可能にしたのは、逆説的にも「先住民」という施政上の規定によってはじめて認識可能になった「われわれ」という自覚によってであったのである。

ともあれ、未だ確定した名指しと自称を持たぬ先住民たちの思考と心性をさらに読解しようとするのであれば、それは、現実の叛乱における具体的な行動の数々を具体的な素材としなくてはならない。この意味で、我々は次章で扱う戦争省大臣エリソンドの記述態度と近接した立場にいるといえる。

3 「理解」される「先住民」

本章においては、二系列のテキストを概観することにより、鎮圧・統治の観点からの先住民カテゴリーの変化とその変化を可能にする「理解」の蓄積について考察する。ただし紙幅の都合上、ここでは必要と思われる箇所のみを抜粋して考察を進めることとし、法と暴力をめぐるより詳細な議論は別稿に譲ることとする⁽²⁷⁾。

⁽²⁶⁾ 代理＝表象のポリティクスをめぐる議論については、スピヴァク（1998：14-20）参照。また、彼女の着想のもととなっているマルクス『ブリュメール18日』のよく知られた議論も参照のこと。

⁽²⁷⁾ その際、ここで扱う資料の他、8月の叛乱に関する軍事裁判の記録 *El cadalso político en 1881* (1896) を取り上げて論じる予定である。

3-1 叛乱鎮圧の文章

3-1-1 鎮圧から統治へ

1881年3月30日の蜂起の直後、戦争省大臣ホアキン・エリソンド大佐は内務大臣命令により政府全権特使に任命され、マタガルパ現地で叛乱鎮圧の陣頭指揮を執った。本章では彼が執筆した内務大臣宛の報告書⁽²⁸⁾の一部を取り上げ、分析を加えてゆく。

まずここで彼は、先住民鎮圧のために当初「穏健な手段」を用いたと述べる。すなわち、先住民指導部との交渉による武装解除と無条件降伏を実現しようとしたのである。彼にとって先住民とは「中枢部への圧力によって譲歩を引き出し、和平を導く」という軍事的な定石が適用可能な対象なのであった。彼の認識において、叛乱した先住民勢力は、自らの軍事組織と類似のシステムを有する一つの組織として認識されていたのである。

しかし、市周辺部での小戦闘や街道封鎖は依然として続いた。そのため4月23日、当局への出頭命令と国軍進駐の警告を主な内容とする協定⁽²⁹⁾が再び公布され、事態はいったん鎮静化へと向かった。

状況は徐々に改善され、目下のところカニャーダの大部分ではいつも通りの生活が営まれております。[叛乱に参加した]土民の幾人かが依然野山を徘徊してはおりますが、彼ら騒動首謀者は自らを待ち受ける処罰に震え上がっており、素朴な土民たちに不安を与えているわけではありません。彼ら土民はその騙されやすさと無知の犠牲者なのです。適切な統治運営を行えば、政府の配慮のもとに保護されるべきこの哀れな種族から、不穏の種が一つ残らず放逐されるのは時間の問題です。

ここに至り、エリソンドの先住民認識に変化が表れる。単一の軍事組織としての先住民という彼の従来の設定は姿を消し、変わって「素朴な土民たち」が登場するのである。「騒動首謀者」という「悪いインディオ」と、「素朴」な「犠牲者」である「よいインディオ」という、植民地期以来の分類の形（ヒューム 1995：117）を借用してはいるが、ここに描かれている「保護されるべきこの哀れな種族」は従来とは異なる新たな設定を与えら

⁽²⁸⁾ Gaceta Oficial 4 de junio 1881に掲載。

⁽²⁹⁾ 同上に掲載。

れている。すなわち、「適切な統治運営」によって無害な隣人に転化されるべき対象としての先住民がそれである。

さらにもう一点確認しておかなければならないのは、上述の協定における次の記述である。

第一条

去る3月30日の騒動に参加したフクアパ・アリバ、ヤナイスおよびサン・サルバードからなる諸カニャーダの先住民は、3日以内に当該当局に出頭すること。ただし、ラ・クンプリーダ、ラス・カニャスおよびサン・フランシスコの諸カニャーダは動乱に参加しなかったことから、この対象外とする。

先住民蜂起は様々な地域の先住民の参加によって行われた。しかしここにみられるように、叛乱鎮圧の観点から諸カニャーダ間に区別が持ち込まれる。これは叛乱行為へ関与の有無の認定であると同時に、先住民を分類・理解しようとする統治の観点からの設定であるといえるだろう。この分断は後の叛乱鎮圧に有効に利用されてゆくことになる⁽³⁰⁾。

こうして、鎮圧ではなく統治という観点から先住民は設定しなおされる。

3-1-2 登記される先住民

次にエリソンドはマタガルパ地方先住民の生活形態を記述する。こうしてまなざしは、単なる原因の同定作業を超え、叛乱を可能にする場と、先住民のあり方そのものへと向けられてゆく。

以上の諸事実を考慮し、また土民の無知及びその生まれつきの受動的な性格に配慮なされば、このカピタンたちの一部が配下の者たちの純朴さにつけ込み、またその地位あるいは武力にものをいわせて、彼らを暴力へと駆り立てたのだということが、明瞭にご理解いただきましょう。しかるに、このような事態を回避するための方策は次の二点にあるかと存じます。

第一点といたしましては、共和国の他の村々と同一の統治体制を土民たちの間に設立すること。第二点は彼らを村をなして住まわせ、市民として生活させることであります。

⁽³⁰⁾ さらに、8月の叛乱では、討伐隊に多くの先住民が動員されたことが記録されている。例えば、Gaceta Oficial 25 de setiembre 1881 および Gaceta Oficial 26 de noviembre 1881を参照。

「土民たち」はもはや単なる排除と鎮圧の対象ではない。彼／彼女たちの叛乱を可能にする基盤そのものを変更・創設することが、エリソンドの提案する最終的な解決策であった。焼き畑・転地農業を営む先住民の生活形態は、エリソンドにとって村以前のものと表象された。ここでは、「土民」を消滅させること、あるいは非先住民に転化させることが求められているのではない。まず、彼／彼女たちの間に「われわれ」と「同一の統治体制」を確立し、法の適用が可能な対象とすること。そして彼らを「村をなして住ませ」、場所的に同定可能な対象とすること。この二重の登記作業によって、雑多な諸集団であった「土民」を「土民」として存在させたまま、法的・空間的に監視可能な対象である「先住民」として分節化しなおすことが提言されたのである。

叛乱を契機として蓄積された先住民「理解」によって、新たな先住民カテゴリーが出現した。このカテゴリーは法の文脈へと受け継がれ、より具体的な規定力を持った施策へと結実してゆくのである。

3-2 法における先住民

以上の観点にもとづいて、本節では1881年前後の法的テキストにみられる先住民の位置づけをみておこう。

3-2-1 先住民という「自然」

1881年3月19日官報に「有益なる諸法」と題する論説が掲載された。これは同紙面において公布された「エヒード共有地及び先住民共同体所有地の売却に関する法令」⁽³¹⁾ についてのものである。

この論説によれば上の法令は「遊休資産を処分、活用し、価値を与える」ものであり、共同体の土地を売却可能にすることは「共同所有地に支払われるわずかな賃貸料によって蒙昧のうちに生きてきた哀れな土民」を「真の所有者、真の市民」へと転化せしめることだと論じている。

当該の法の一部を抜粋する。

⁽³¹⁾ Gaceta Oficial 19 de mayo 1881に掲載。

第七条

先住民共同体所有地は、人数に応じてそこに所属する諸個人あるいは家族へ分配される。その際土地の一部を必ず残し、当該共同体成員の基本的福祉設備に資するよう売却されること。これらは全て執行権力の指示に従って行われる。

この段階においては、「共同体」は、単なる土地利用の一形態として扱われている。旧弊に固執する「哀れな土民」とその土地、それが「共同体」の全てである。先住民独自の自治形態は全く無視され、先住民と土地との結びつきの固有性については一切考慮されていない。理解するまでもない自生的存在として、先住民はいわば「自然化」されているわけである。

さらにこの自然的存在は、必然的に「資源」として位置づけられてもいた。1881年3月11日に制定された「農業法」⁽³²⁾における記述をみてみよう。

第二章 農事調停官

第二条

別に定める業務に従事させるよう要請があった場合、奉仕作業員及び奉仕使用人を徴用する。また、一度契約を行った後はそれを作業現場まで移動させる。その際事業主に人員一人あたり10センターボを請求することができる。

(略)

第五条

契約に3度違反した日雇い作業員を軍当局に引き渡す。該当者はそこで軍に編入され、国境地帯の軍事基地にて3ヶ月の兵役を果たす。

第二章でみたように、先住民は例えばこの法規に明記された「奉仕作業員及び奉仕使用人」として徴用されたのである⁽³³⁾。こうした先住民「理解」が1881年叛乱の背景となっていたことをここでは押さえておきたい。

⁽³²⁾ Gaceta Oficial 26 de marzo 1881に掲載。

⁽³³⁾ もちろんこれ以前に規定された様々な法を根拠として、先住民の労働徴用は行われつづけていた。また、同時にこの規定の対象とされた非先住民系住民の状況についても、今後調査を進める予定である。

3-2-2 「先住民共同体」

では、叛乱と鎮圧の経験をへた後、そこで蓄積された「理解」はどのように反映されているのだろうか。事態を端的に示す二つの法規をみてみよう。

先住民共同体の公的職務にあるアルカルデ *alcalde* およびレヒドール *regidor* を「諸公的義務から」免除する政令⁽³⁴⁾

前文

マタガルパの先住民の慣習を、当該県内の住民に対する法制度と調停させるため、政府は以下の政令を公布する。これにより、[労働徴用、兵役などの公的義務に] 召集された人物が、同時に自らの所属する村あるいは共同体の公的役職を果たさなくてはならない場合から生ずる困難を解消し、また一方で、先住民のむらおさおよび評議員が郡域長としての権限を行使することに便宜を供する。

アルカルデ（むらおさ）は、先住民居住地における伝統的権威者である。レヒドールは先住民内のキリスト教互助会の財産管理者であり、宗教的に名誉ある職であった。既に扱った法においては、全く先住民共同体の内的組織への配慮を欠いていた先住民の設定は、ここで共同体の構造に関する知識にもとづいて変更されている。この政令において先住民指導者は、警察－法執行代理者である「郡域長」としての位置を与えられるようになった。

そして、土地利用の自然的な形態に過ぎなかった「共同体」は、中心と境界を持った行政単位として再設定されているのである。この変化には、それを可能にする「知」の媒介と蓄積があったはずである。その一つの大きな契機として、先に扱った叛乱鎮圧の経験、すなわちエリソンドの提言があったとみることは十分な蓋然性があるといえるだろう。

次は、1889年に制定された、農業法規⁽³⁵⁾の末文である。

⁽³⁴⁾ cit. en Esgueva Gómez 1995: 499. [] は引用者による補足。

⁽³⁵⁾ Gaceta Oficial 23 de febrero 1889に掲載。

補足

本法規により、以下に該当する者はすべて浮浪者とみなされる。すなわち、村落においては雇主、仕事場あるいは100ペソ以上の資産を持たぬ者。農地においては、前記の条件に当てはまる者、くわえて、牧畜・農業アシエンダに所属せぬ者、あるいは土地を所有していたとしても自らあるいは自らの家族の維持のみに当てられる穀物生産を行っているに過ぎない者。

こうして、先住民共同体の首長は司法官となった。そして「自らあるいは自らの家族の維持のみに当てられる穀物生産」を行う先住民は、「浮浪者」として取り締まりの対象となったのである。もはや先住民は排除の対象ではない。確定された土地と統治組織を備えた「先住民共同体」が設定されたとき、そこから排除されるのは「浮浪者」に過ぎない。労働徴用と貨幣使用による馴致をへた、統治の対象としての先住民がここでさしあたり確立された。

叛乱は、動員対象としての「先住民」が措定されることによって可能になった。そしてそれは、叛乱に参加した先住民にとって、自らの身体に「先住民」という異質なカテゴリーを書き込むことを導き出した。この意図せざる結果の連鎖が、彼／彼女たちにとっての1881年の経験だったわけである。

4 おわりに

4-1 カテゴリーの変化と「敵」の創出

以上、具体的なテキストの読解を通じて、先住民という問題をめぐるカテゴリーの変化と社会意識の変遷をたどってきた。本章ではまとめにかえて、やや抽象的な観点から議論を整理しておきたい。

まず、先住民に対する施政の観点からのカテゴリーの変遷は次のようなものであった。動物的・盲目的群衆としてのインディオ・土民という初期の単純な規定は、1881年の叛乱という思いがけない出来事の到来を準備した。そして、その鎮圧の過程において当初の規定は変化し、不完全ながらも最低限の交渉が可能な社会組織・集団としての先住民が新たに設定しなおされたことはすでにみてきた。しかし、鎮圧という課題が解決されたときから、そのカテゴリーはさらに二重に分節化される。つまり、交渉相手として設定されていた先住民軍事指導者は、隔離と抹殺の対象に急速に転化し、そして彼らを排除した後の組

織・集団としてのカテゴリーは、統治と同化の対象としての「先住民共同体」に登録されるのであった。この分節化を可能にした現実的な契機は、先住民側における自称確定の可能性に端的に示される、先住民社会内部における乖離であった。

さらに、これに対応する先住民の側からのカテゴリー受容と自称の過程をみるならば、次のようになるだろう。山峡地帯に分散して生活する先住民諸集団は、その民族的出自も文化的伝統も異なる、「自分たち」と「その他」でしかなかった。しかし、労働規律と貨幣経済へのより強力な包摂を可能にするための、法的なカテゴリーとしての「先住民」という規定によって、彼／彼女たちは均一な施政プロセスの対象とされた。まだ積極的な自称を持たない彼／彼女たちは、「先住民」という否定的媒介によって同一の社会条件のもとにおかれていったのである。しかし、この否定的媒介を流用する形で叛乱が行われ、そこで新たな社会的紐帯がなおも自称を欠いたまま形成される。叛乱鎮圧後、軍事指導者を排除した残余カテゴリーが、統治機構としての「先住民共同体」に住む「先住民」として設定しなおされ、そこに住む人々ははじめて自らを規定するカテゴリーを手に入れることとなった。

自らの共通の利害に則って行動した先住民諸集団は、結果的には自らとは異質な規定を自己カテゴリーとして選択していったことになる。

この二つの位相におけるカテゴリーの規定－受容のズレは、まず現実の不平等な力関係を表している。同時に、この双方の過程を錯綜した複雑なものとしているのは、実はカテゴリーを与える側に、「われわれ」という自律的な領域を確定する能力を欠いていることに起因するといえる。

つまり、植民地行政府とその後の共和国政府にとって、明確に「インディオ」と規定しうる存在とは、イギリスの覇権下にある大西洋岸⁽³⁶⁾から侵犯してくる人々だけだった。ミスキート、サンボ、スモなどとよばれる彼らは、「われわれ」に対する「在来的な敵」という明白な表徴を帯びていた。外部に存在する「敵」とそれ以外の「われわれ」という規定に立脚する限り、この図式はなんらの曖昧さも持ちえない。

しかし、国民－国家、すなわち確定された領土とそこに登記された人々との対を基盤とした政治体制を編成しようとしたとき、そこにみいだされたのは、実は圧倒的多数の「われわれ以外」であった。そしてその人々が蜂起したとき、それは単なる異議申し立てという意味を超え、新たな、そして「現実の敵」の出現として位置づけなおされざるをえなかったのである⁽³⁷⁾。

⁽³⁶⁾ 当地域の特異な社会編成については、Smutko (1985) および Hale (1994) を参照。

4-2 法と暴力の歴史社会学にむけて

1881年叛乱に関する政府当局の対応は、「敵」を創出し排除することによって、再び安定した「われわれ」を確定しようとする作業としても解釈されるべきである。それは、先住民共同体という統治組織の設定により、いったんは成功したかにみえる。領域確定に伴うこの混乱において発動されたのが、叛乱と鎮圧という暴力であった。だが、そこで設定された先住民は、なおも「われわれ」とは異質なカテゴリーとして遣りつづけていくのである。鎮圧と排除のプロセスによって成立した先住民共同体は、その後軍事的監視⁽³⁸⁾のもとに置かれながらも、決して均一の「国民」カテゴリーに解消されてしまうことなく、様々な社会的セクターとの交渉を行いながら現在まで存続しつづけている。

植民地といういびつな統治システムを遺制として引き受けながら国民-国家を編成しようとする際、そこで生起するのは統治・法執行の不全・恣意性という、常態としての例外状態であった。そのさ中のさらなる例外状況、つまり叛乱と鎮圧の過程における軍=警察的法維持・法措置という手続きを通じて、先住民というカテゴリーはみいだされ、確定された。具体的な法律の執行に抗議して、先住民は蜂起した。しかし既にみたとおり、「至高の政府」という超越的な法的存在を背景として彼/彼女らは懐柔され、そしてそこから逸脱するものは軍=警察的な法律の執行により排除され、新たな法律にもとづく組織へと形式的には組み込まれていったのである。ここから我々は、法と暴力の織りなす空間をとらえるための新たな歴史社会学の構築へと導かれることになる。

本稿で行ったのは、受容と抵抗の二分法を括弧に入れつづけることで、ある叛乱をめぐる複雑な局面をたどりなおすことであった。解決されえない矛盾と圧倒的な力関係の不平等を日常として生きる人々にとって、受容か抵抗かのどちらか一方を合理的に選択することはそもそも問題になりえない。そこで彼/彼女たちに迫られているのは、自らのあり方を常に解釈しなおし、位置づけなおすことである。自分たちだったものとは異なる自分たちを日々創出することで、ありえたかもしれない「われわれ」を不断に次の瞬間へと送り届けてゆく、その様相の一片を提示する作業として本論を位置づけておきたい。

⁽³⁷⁾ ここでの敵概念に関する議論は、カール・シュミットの「友-敵理論」に着想をえて行った（シュミット 1970, 1995）。

⁽³⁸⁾ 1920年代以降、ニカラグア大西洋岸・中部地域先住民共同体内での決定事項は、逐一国家警備隊（Guardia Nacional）によって認証されていた。

引用・参考文献

- Arellano, Jorge Eduardo, s.f., *Breve Historia de la Iglesia en Nicaragua*, Managua, s.n.
- Ayón, Tomás, [1882]1956, *Historia de Nicaragua : Desde los tiempos más remotes hasta el año 1852* (tomo I-III), Madrid, Escuela Profesional del Arte Gráficas
- ベルト、トマス、1993、『ニカラグアの博物学者』（長沢純夫他訳）、平凡社
- Cabrera, Luis Alberto, 1961, “La Ganadería en la Economía Nacional” en *Revista Conservadora*, no.13
- Cerutti, Franco, 1984, *Las Jesuitas en Nicaragua en el Siglo XIX*, San José, Libro Libre
- Crispolti, F.M., 1882, *El Mensaje de 24 de enero y el dictamen de 21 de febrero en el Congreso de Nicaragua en 1882*, Nueva York, s.n.
- Esgueva Gómez, Antonio, 1995, *Las Leyes electorales en Historia de Nicaragua*, Managua, Editorial El Amanecer
- Esgueva Gómez, Antonio, 2000, *Las constituciones políticas y sus reformas en la historia de Nicaragua (Tomo I y II)*, Managua, IHNCA-UCA
- ギンズブルグ、カルロ、1988、『神話・寓意・徴候』（竹山博英訳）、せりか書房
- Guerrero C., Julián N. y Lola Soriano de Guerrero, 1982, *Caciques heroicos de Centroamérica - Rebelión indígena de Matagalpa en 1881 y Expulsión de los Jesuitas*, Managua, s.n.
- Hale, Charles R., 1994, *Resistance and Contradiction : Miskitu Indians and the Nicaraguan State 1894-1987*, Stanford, Stanford University Press
- Hobsbawm, Eric and George Rudé, [1969]1985, *Captain Swing*, Harmondsworth, Penguin
- ヒューム、ピーター、1995、『征服の修辞学 ヨーロッパとカリブ海先住民、1492-1797年』（岩尾龍太郎、正木恒夫、本橋哲也訳）、法政大学出版局
- マルクス、カール、1996、『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』（植村邦彦訳）、太田出版
- 松田素二、1997、『都市のアナーキーと抵抗の文化』、『紛争と運動』、岩波書店
- 、1996、『都市と文化変容-周縁都市の可能性』、『都市と都市化の社会学』（井上俊他編）、岩波書店
- Membreño Idiáquez, Marcos, 1998, *La Estructura de las Comunidades Étnicas (2da. Ed.)*, Managua, Editorial Envio
- Miranda-Casij, Enrique, 1972, “La Guerra Olvidada o La Guerra de Los Indios de 1881”, en *Revista Conservadora*, No.144
- Ortega Arancibia, Francisco, 1974, *Cuarenta Años de historia de Nicaragua (1838-1878)*, Managua, Banco de América
- Pim, Bedford, 1869, *Dottings on the Roadside in Panama, Nicaragua and Mosquitia*, London, Chapman and Hall
- Romero V., Germán. et al., 1992, *Persistencia indígena en Nicaragua*, Managua, CIDCA-UCA
- シュミット、カール、1970、『政治的なものの概念』（田中浩、原田武雄訳）、未来社
- 、1995、『バルチザンの理論』（新田邦夫訳）、筑摩書房
- スコッチボル、シーダ、2001、『現代社会革命論』（牟田和恵監訳）、岩波書店
- Scott, James C., 1985, *Weapons of the Weak - Everyday Forms of Peasant Resistance*, New Haven and London, Yale University Press
- スコット、J.C., 1999、『モーラル・エコノミー-東南アジアの農民叛乱と生存経済』（高橋彰訳）、勁草書房
- Smutko, Gregorio, 1985, *La Mosquitia : Historia y Cultura de la Costa Atlantica*, Managua, Ocarina
- スピヴァク、ガヤトリ・C., 1998、『サバルタンは語ることが出来るか』（上村忠男訳）、みすず書房
- Thompson, E.P., 1993 (1991), *Customs in Common*, Harmondsworth, Penguin Books
- ターナー、J.C., 1995年、『社会集団の再発見-自己カテゴリー化理論』（蘭千壽他訳）、誠信書房

（ささき たすく・博士後期課程）

El nacimiento y la reformación de la categoría “indígena” : Ensayo sobre la rebelión de los indígenas en Nicaragua de fin del siglo XIX

Tasuku SASAKI

En la segunda mitad del siglo XIX, los indígenas en Matagalpa, la región central de Nicaragua, enfrentaban a las grandes transformaciones sociales que ellos nunca habían experimentado; lo es reclutamiento forzado y la influencia extendida de la nueva forma económica. Estos procesos de la “modernización” habían sido reconocido como una forma violenta. Y en el año 1881 los grupos indígenas Matagalpinos se lanzaron al levantamiento armado que habrían llamado “la guerra olvidada” o “la guerra de los indios”.

En mi artículo, se tratan dos textos que hubieron escrito durante la rebelión y se analiza un proceso complejo en la formación de los grupos sociales bajo la gran influencia de la violencia. Sociológicamente, la meta de mi estudio es analizar el problema de la rebelión como una forma en que se expresan las conciencias “cotidianas” de los actores sociales, y presentar una nueva posibilidad de la interpretación de las praxises sociales condicionada por la violencia del colonialismo.

Primeramente, analizamos dos cartas que escribieron los líderes indígenas “Capitanes” y aclaramos el sentido social de los indígenas o sea la debilidad de la identidad indígena que estaba formandose. Entonces se puede comprender una conciencia para dinero y trabajo para ellos; estos dos ideas hubieron significado unos puros objetos para vivir, pero gradualmente habían cambiado en la carga insoportable, o sea una “tajóna”. La reacción que escogieron utilizando las experiencias y las memorías de los años de la guerra civiles durante primer mita del siglo fue el levantamiento militar.

Proximamente, se analiza una informe que radactó el Ministro de la Guerra Coronel Joaquín Elizondo a quien nombraron para el comosionado de la campaña represiva. Utilizando la diversidad y la división social de los pueblos indígenas, Elizondo propuso un remedio para evitar la nueva sublevación, es decir la establecimiento de la “comunidad indígena” como la nueva organización administrativa y la reformación de la categoría “indígena” como el objeto de control a la vez una nueva identidad colectiva. Seguiete, revisamos el proceso historico después de la rebelión y demostramos que la estrategia de Elizondo funcionó realmente como una parte indispensable de la domiación nacional.

Finalmente, reflexionamos sobre un dilema que surge inevitablemente para la formación del Estado-Nación marginal; la hegemonía fragil de la clase dirigente tenía que inventar el “enemigo” para determinar y fortalecer la idea “Nación” o “Nosotros”. Esta necesidad urgía a las elites considerar los grupos nativos perifericos como los “enemigos” o sea los seres antinacionales.

Esta nueva categoría “indígena” como “enemigo”, sin embargo, no se ha extinto ni ha expulsado. Al contrario, ellos no han asimilado al “Nación” simple y actualmente estan formandose como el grupo social. En estos casos podríamos descubrir una posibilidad afirmativa de la praxises de la vida que esta en estado de tensión social y violento.